

家系研究協議会 (家研協)



第 90 号

2024 年 令和 6 歳癸卯 霜月 (11 月 17 日)

今がチャンス！

来年 2025 年 5 月 26 日から戸籍内容の変更があり、氏名に「ふりがな」が追加されるということをテレビなどでご存知の方は多いと思います。住民は市町村に対し書面又はマイナポータルにより運用開始から 1 年以内に「ふりがな」を届け出れば、その内容が反映されます。もし 1 年を超えてしまうと、市町村が勝手に「ふりがな」を付けて、それを住民に対して間違っていないか書面で確認依頼があります。何も返事がなければ、そのまま登録されてしまうようですので気を付けましょう。

ところで、この書式が変わるということは、戸籍謄本を新たに作り直すことになるのだと思います。ということは戸籍謄本を取得する場合、変更前までは記載されていた子供の名前が、結婚、養子入り、死亡などがあった場合除籍され、新しい戸籍には反映されないことになるのではと思います。ですので、今の戸籍のあるうちに早めにご自分や親の戸籍謄本を取っておくことをお勧めします。

ところで、今年の 3 月から戸籍取得の運用が変わったのをご存知でしょうか。今までは自家の家系調査をする場合、最寄りの市町村役場で住民票を取ってから、父母、祖父母、曾祖父母・・・の本籍地がある役場に戸籍謄本や除籍謄本、改正原戸籍などを申請用紙に必要事項を書き込んで、手数料（件数により異なる）と返信用封筒、郵送料（少し多い目の切手）などを同封して送り、1～2 週間後に入手していたと思います。除籍謄本や改正原戸籍などは予想していたより件数が多くなって、役場から手数料が足りませんとか、郵送料が足りませんと言われ、再度不足分を郵送したり、本籍地がコロコロと変わっていた場合、同じ作業をその本籍地の数だけ対応しなくてはならず、とても体力がいる作業でした。

それが、新しい運用では最寄りの市町村役場から直接申請ができるようになり、手数料などの支払いもその場でできるようになりました。父母や祖父母などの戸籍謄本などは、その場で入手できるようになり、もしその先も知りたい場合も、すぐに窓口で申請ができるので、すごく便利になったと思います。

この機会に戸籍を取り寄せて、自家の系図を作ってみては如何でしょうか

(本会執行理事 馬原浩一)